

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

令和8年3月12日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第7号、議案第13号及び議案第28号の審査-----	2
質疑（増永和起委員）	
議案第29号の審査-----	12
質疑（中川嘉彦委員、村上英明委員、増永和起委員）	
採決-----	19
所管事項に関する調査について-----	20
閉会の宣告-----	22

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和8年3月12日(木) 午前 9時58分 開会  
午前11時39分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員 長 光好博幸 副委員長 増永和起 委員 中川嘉彦  
委員 村上英明 委員 大川ゆり 委員 光田あまね

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のために出席した者

市長 嶋野浩一朗  
生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 谷内田 修  
保健福祉部次長兼障害福祉課長 由井秀子  
産業振興課長 鈴木 誠 高齢介護課長 細井隆昭

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 森口雅志 事務局副主査 杉本晃司

### 1. 審査案件

議案第 7号 令和8年度摂津市介護保険特別会計予算  
議案第13号 令和7年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号)  
議案第28号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第29号 摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○光好博幸委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名いたします。

それでは、昨日に引き続き、議案第7号、議案第13号及び議案第28号の審査を行います。

質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、介護保険についての質問をさせていただきます。

質問番号1番です。

令和8年度は、第9期せつつ高齢者かがやきプランの最終年となります。3年間での計画ということをやってこられたと思うんですけども、計画と比べてどうなのか、財政状況等についてもお聞かせいただきたいと思います。

質問番号2番です。

介護保険料減免があると思うんですけども、内容と種類、利用件数、金額についても教えてください。

摂津市の独自減免があると思いますけれども増えているのでしょうか、それについても教えてください。

また、周知についても教えてください。推移をお願いしたいと思います。

質問番号3番です。

施設整備の問題がどうなっているのか気になっています。昨日のお話にもあったかと思うんですけども教えてください。

質問番号4番です。

要支援の制度を総合事業と呼ぶわけですけども、どのような仕組

みであるのか。また、現状と今後の財政状況、総合事業については上限があると思うのですが、その上限に対して、それを超える分は国から下りてこない状況になると思うのですが、今の摂津市の状況がどうなのか教えていただきたいと思います。

また、昨日もお話として、訪問型サービスD型の話が出ていたと思うんですけども、B型については、摂津市は行っていないと思いますが、緩和された基準の訪問型サービスA型、通所型サービスC型の内容と、この5年間の件数の推移について伺いたいと思います。

質問番号5番です。

介護認定審査会について伺いたいと思います。

介護の認定は、審査会を通じて行われるんですけども、それとは別にチェックリストという形でサービスを提供することもあると思います。認定とチェックリスト、それぞれの数について教えてください。

それから昨日のお話にもありましたけれども、認定までの期間についてどうなっているのかについてもお聞きしたいと思います。

質問番号6番です。

介護報酬の問題です。介護人材不足が言われておりますけれども、訪問ヘルパーの基本報酬の引下げが行われました。それについてどんな内容だったのかということについて伺いたいと思います。

また、2027年度からの第10期計画に向けて見通しはどうかということについても伺いたいと思います。

質問番号7番です。

介護事業所の問題です。事業所の廃業・倒産というのが非常に増えていますけれども、摂津市の状況がどうなのかということについて伺いたいと思います。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 7点の御質問にお答えします。

質問番号1番、第9期せつつ高齢者かがやきプランの計画状況における給付費につきまして、令和7年度第9期かがやきプランの2年目の見込みでございますが、当初72億5,000万円で計画を立てておりましたが、約73億円程度になってくるかと考えております。昨日も御答弁させていただきまされたけれど、コロナ禍以降、特に在宅系のサービス、地域密着型サービスの給付が伸びておりまして、計画値を上回る数字となってきております。そのため、基金は、令和6年度決算におきましては、4億8,889万8,881円という残高でございました。令和8年度当初としましては、事業計画による取崩し等を加味いたしまして、令和8年度末の残高は約1億9,000万円ぐらいになると考えております。

質問番号2番、保険料減免についてでございます。

減免につきましては、条例減免と独自減免がございまして、条例減免のうち、災害を受けた方の減免、失業等で所得が減少した方の減免、刑事施設等介護保険法第63条に規定する施設に収監された方の減免

がございます。

条例減免の推移といたしましては、令和3年度が24件、令和4年度が37件、令和5年度が37件、令和6年度が56件となっております。令和7年度は、令和8年1月末現在で32件となっております。このうち、災害を受けた方の減免は、現在ゼロ、失業等で所得減少した方の減免は32件の145万9,688円、刑事施設等はゼロとなっております。

次に、独自減免の内容でございますが、こちらにつきましては、保険料段階が第2段階、第3段階の保険料が賦課されている方で年間収入が一人世帯で120万円以下、ほかの世帯の扶養親族となっていない、居住用地以外の土地・建物を有していない、預貯金が350万円以下の四つの要件を満たす方が対象となっております。

なお、独自減免の推移でございますが、令和3年度、令和4年度が18件、令和5年度が21件で、令和6年度が19件、令和7年度は、令和8年1月末現在で20件となっております。

また独自減免の周知につきましては、広報せつつ、あるいはケアマネジャー等にも制度の説明をさせていただいておりまして、こちらから案内が入るようにさせていただいているところでございます。

質問番号3番、施設整備の問題についてでございます。

第9期かがやきプランにおきましても、小規模特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスの3施設を計画

に位置づけております。令和7年度は、小規模特別養護老人ホームに合わせて小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスの公募を二度実施しておりますが、申請はなかった状況になっております。

質問番号4番、総合事業でございます。

まず、総合事業の増減につきましては、前年度の実績に市町村の75歳以上の高齢者の伸びを乗じた金額となっております。令和8年度の上限につきましては、見込みでございますが、約3億4,000万円に対して予算としましては、約2億5,100万円を計上しておりますので、現時点におきましては、上限を上回る数字にはなっていない状況でございます。

次に、各種別の内容でございますが、訪問型サービスAは基本チェックリスト基準該当者、また要支援1・2の要介護認定者を対象とするもので、従事者養成研修を受け、修了したシルバー人材センター、または布亀株式会社の訪問生活支援員による掃除・洗濯・衣類整理・買物などの生活支援サービスでございます。

令和7年度につきましては、令和8年1月末現在でございますが、シルバー人材センターの利用はなく、布亀株式会社のみ利用となっております。件数としては17人、延べ98回の利用となっております。

令和6年度は22人で延べ163回、令和5年度は22人で延べ198回、令和4年度は17人で延べ108回、令和3年度は5人で延べ

171回の利用となっております。

次に、通所型サービスCでございます。こちらは、保健センターを事業者として指定しております。リハビリ専門家が一人一人に合ったプログラムを作成し、3か月もしくは6か月の集中的な運動指導等が実施される短期のサービスでございます。令和7年度は、令和8年1月末現在の利用者は93人となっております。

令和6年度は117人、令和5年度は94人、令和4年度は65人の利用となっております。

次に、訪問型サービスDでございます。こちらは、昨日も御答弁させていただきましたが、基本チェックリストの基準該当者、または要支援1・2の要介護認定者が市内でのつどい場等の介護予防活動への参加、買物・通院と定期的な外出を行う際に、その支援を行う住民団体に運営経費を補助するものでございます。令和7年度は、令和8年1月末現在で1,757回の利用、うち要支援認定者の利用は1,507回となっております。令和6年度は、2,086回の利用、うち要支援認定者の利用は1,723回、令和5年度は、1,157回の利用、うち要支援認定者の利用は、1,025回となっております。

質問番号5番、認定者とチェックリストの関係でございます。

第1号被保険者の認定者数は、令和7年度、令和8年1月現在で4,671人は、令和6年度は、4,579人、令和5年度は、4,458人であったので、増加傾向になっております。

チェックリストにつきましては、令和7年度、こちら令和8年1月現在でございますが、105人となっております。令和6年度が104人、令和5年度が91人となっております。同程度の推移となっております。

申請から認定までの期間でございますが、令和6年度が平均で43.8日ございました。令和7年度は令和8年1月現在で43.2日となっております。

質問番号6番、報酬改定についてでございます。

2024年の介護報酬の改定によりまして、報酬全体は1.59%のプラスとなりまして、全体的に引上げとなる一方で、訪問介護の基本報酬は約2から3%ほど引き下げられております。令和9年度から始まります第10期の計画に向けての見通しにつきましては、現在、国において議論されている最中でございます。今後この動向について注視してまいりたいと考えております。

質問番号7番、介護事業所の廃止につきまして、市内介護サービス事業所は、令和7年度は10月末現在で127か所となっております。令和6年度126か所、令和5年度は128か所、令和4年度が124か所、令和3年度127か所ございましたので、本市におきましては大幅な減少は見られていない状況でございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番です。

高齢者の皆さんが増えると、80歳以上の、サービスを必要とされる年齢の方が増えていきます。もちろんサービスを使わなくてもいいように、元気でいつまでも頑張っていたきつつ、しかし、サービスが必要な方にはしっかりと早期にサービスを提供していただくということが重要だと思います。この介護事業に対して予算が増えていくということについては、これは当然のことだと思いますので、やはり国に対してもしっかりと国費を投入して、この問題について正面から取り組んでいただきたい。この社会保障費の中で、今高齢者の部分を削るという方向があると思うんですけども、決して高齢者にとって住みやすい社会にはならないですし、結局介護度が重症化したり、認知症が発症しているのにそのまま放置されたりなど、いろいろな問題につながっていきます。問題が大変なことになっていって、予算もさらに膨れ上がるということにもなりかねないと思いますので、元気な高齢者にしっかりサポートをしていただくと同時に、サポートが必要な人に早期に必要なサービスをしっかりと提供していただきたいと思います。そしてまた国にも国費を投入するよう求めていただきたいと思います。要望としておきます。

質問番号2番です。

今保険料の減免の種類や内容をいろいろ教えていただきました。独自減免については、周知の徹底も図

っていただいているということでございますが、まだまだ対象の方はいらっしゃると思います。知らなかったという方はたくさんいらっしゃると思うので、一度はこの独自減免を受けられた方には、次のときには、申請用紙まで入れて送っていただいていると聞いていますけれども、新たに独自減免を使える方がいらっしゃると思いますので、ぜひそういう方々に、周知を、よろしくお願いしたいと思います。

それで、介護認定によって障害者控除が使えるという制度もございます。障害者手帳を持ってないと障害者控除は使えないと思ってる方がたくさんいらっしゃるんですけど、そうではなくて、介護認定で確定申告によって障害者控除を使うことができるということをもっと知らせていただきたいと思っております。大阪社会保障推進協議会の調査で、この障害者控除について、高齢介護課が証明書を発行していただいていると思うんですけども、その発行件数が吹田市が185件、豊中市で433件、箕面市270件、池田市151件、高槻市も181件、茨木市で89件となっているんですが、残念ながら摂津市は60件で、これ去年の春の段階の報告ですが、少なく思います。

例えば、御夫婦でいらして、奥さんは年金が少ないから、今は非課税であり、夫は課税であるという場合は、基準額になっていくと思うんですけども、この夫が、高齢で介護も要介護認定3などいろいろ受けておられたら障害者控除が使える可能性が非常に高いわけです。そう

なると、この方が非課税になっていくというケースがあります。そうしたら世帯ごと非課税になるので、お二人の介護保険料が安くなるということになっていくわけです。やっぱり知らなかったら大変な金額を払っていかないといけないわけですし、介護は少し違いますけれども、入院されたりすると、医療費も非課税対象なのか、それともそうでないのかで限度額が変わっていきます。年金だけでお暮らしの方は、収入がほかにはないわけですから、やはり使える控除は使って、節約をしていただくということと、そして、これは介護の分でも施設入所とかいろいろなことにも関わってくると思いますので、ぜひ障害者控除についてお知らせをいただきたいんです。利用者が増えているのか、周知の方法についても教えていただきたい思います。

質問番号3番です。

物価高騰で人件費も高騰で施設をつくっていくのは非常に困難な状況であると思っているんですけども、やはり必要な施設だと思うんですね。何とか工夫をしていただいて、建てられる施設を高齢者に対して設置するという事に努力をしていただきたいなど、ずっと前から、施設整備は課題で残っていると思います。少しずつ建てていただいたりもしてて、計画が全部できてないというわけではないんですけども、まだやっぱり積み残して次の期に移っていくことになりかねないので、ぜひしっかり頑張っていたいただきたいと思います。

特別養護老人ホームの問題につ

いて、待機者の数を教えてください。

質問番号4番、総合事業についてです。

何とか上限までは達しないだろうということ聞いてほっとしたところでございます。ただ、やはりサービスを使わせないという形を取ると、反対に重症化が進んでいくということにもつながりかねません。やはり、要支援の段階でしっかりサービスを使っていただいて、それ以上介護度が引き上がらないように、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

そして、緩和された基準のA型、C型、D型、それぞれの経過をお聞きいたしました。A型というのは、ヘルパーの代わりと言ったら何なんですけれども身体介助はできないけれども生活の介助をされるということです。本当にそれが認定申請を行わなくても、早く使える利点は分かっていますが、それはいいのかという問題でいくと、やはり認定申請を受けていただいて、本当は身体介助も含めて、もっとしっかりとさせていただくとか、専門的なヘルパーがついていただくことで、もしかしたら認知症を発症しているとか、次のところへ行く手前の段階で気がついていただくこともあると思います。それに対して必要なサポートをしていただくと、そういうことも専門的なヘルパーだったらできるわけですので、このA型をヘルパーの受皿にしてしまわないということが肝心ではないかと思っています。

チェックリストでサービスを使いつつ、認定申請もできると聞いて

いますけれども、ぜひそうしていただきたいと思います。

C型は、リハビリということで、これは大いにやっていただきたいと思っています。

D型は、しっかりと皆さんに御利用いただけるように、市内の医療機関だけではなくて、市外の医療機関でも使えるようになったらいいなというお話も聞いております。そのところは少し課題なのかとも思っていますけれども、それは要望としておきますのでよろしくお願ひしたいと思っています。

そこで、今話をしました必要などころに必要なサービスをとということになると、やはり現行相当のサービスをきちんと維持していかないといけないと思うわけなんです、この現行相当のサービスの維持についての市のお考えをお聞きしたいと思っています。

質問番号5番です。

これも先ほどからのお話でございますが、チェックリストと認定申請、両方があって、同時に申請することも可能だと伺っていることを、今紹介したわけなんですけれども、認定審査会にかかっている件数が非常に多いということで、チェックリストでやってしまうことも他市ではよく聞くお話でございます。撰津市では、そういうことはないと思っているんですけれども、このチェックリストへの誘導がどのように思われているのかについて、市のお考えを確認しておきたいと思ひます。

先ほど御紹介した障害者控除の場合は、要支援の場合でも介護の障

害者控除を使えるかということで、申請を出すことは可能だと思いますが、チェックリストだとそれができません。幾らサービスを使っても障害者控除の対象にはならない不利益もありますし、見直しに関しても認定とチェックリストでは違ってきます。チェックリストへの誘導についての市のお考えをお聞きしたいと思います。

質問番号6番です。

担い手の確保の問題です。全体報酬が引き上がると言われながら、ヘルパーの報酬が引き下がっています。心がもう折れたというお話をヘルパーから聞きました。実際私のお知り合いも、ヘルパーを辞めて、ほかのお仕事に就くことを選択された方もいらっしゃいます。コロナ禍の中で一生懸命必死で高齢者の生活を支えるために頑張ってきた訪問ヘルパーが何で引下げになるのかという思いになられたと思ういます。国もそういうことについては一定知ってると思うんですけども、訪問ヘルパーの引下げによって事業所もたくさん潰れているという実態も出てきております。これについては、ぜひ他の職種と比べてそもそも介護の仕事に就いておられる皆さんは、給料が低いとまで言われてるわけですし、女性が多いというのは、安い労働力で、雇われているという部分があると思います。男性のヘルパーもいらっしゃいますが、やっぱり結婚して子供を育てていこうと思えば、男性としてその仕事を続けていくのは、道が閉ざされると思います。男性のメインのお給料がある場合は、女性はヘル

パーをやれるという今の社会構造がおかしいと思っております。男性でも女性でも同じ賃金で働ける環境が必要だと思います。この介護の仕事は、非常に報酬が安過ぎるために、男性はやりたくても続けられない。女性はしんどくても、そういうことで全部の負担がかかってくるみたいなことになっていってるというのもおかしい話だと思っております。ぜひ国に対して、しっかりと報酬引上げを行っていく、ヘルパーももちろん、それから介護の職種全体が他の職種と比べて遜色のない形に、これから高齢者が増えるわけですから、需要は大きくあるわけです。それを言っていただきたいなと思っております。

また摂津市としても、今まで人材確保に向けた取組を幾つかしていただいていたと思いますが、引き続き要望して、この質問は終わります。

質問番号7番です。

介護事業所の問題です。

先ほども申しましたけれども、介護事業所が今全国でどんどんなくなっていっています。先ほどのお話では、そんなに数字として大きく減ったということではないと思いますけれども、増えるところと減るところがあって、やはり事業を畳んだところもあるとは聞いておりますので、そこのところはしっかり目配せもしていただきながら支えていただく方向でお願いしたいと思います。これも要望としておきますので、国にもしっかり声を上げていてください。よろしく申し上げます。  
○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 それでは、4点の御質問にお答えします。

質問番号2番、障害者控除の内容についてでございます。65歳以上の方で障害者手帳の交付を受けていない人でも寝たきりや認知症などの一定の要件を満たす場合には、障害者控除対象者認定書の交付を受けることができる制度となっております。この認定証により所得税や住民税の障害者控除、または特別障害者控除を受けることができます。

障害者控除の本市の基準といたしまして、障害者に該当する人は、要介護認定が要支援2以上であって、認知症高齢者の日常生活自立度が日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できるランク2以上の方、または障害高齢者の日常生活自立度が屋内での生活はおおむね自立しているが介助なしには外出できない、いわゆる準寝たきり状態というランクA以上の方でございます。

利用件数は、令和3年度、令和4年度が29件、令和5年度が34件、令和6年度が27件、令和7年度が令和8年1月末現在で16件となっております。

次に、特別障害者控除でございます。こちらに該当する方は、要介護認定が要介護3以上かつ認知症高齢者の日常生活自立度が日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とするランク3以上の方、または障害高齢者の日常生活自立度

が屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保てない、いわゆる寝たきりの方でございます。

これら両方に該当する方は、特別障害者に該当するものでございます。

利用件数は、令和3年度が27件、令和4年度が26件、令和5年度が28件、令和6年度が33件、令和7年度が、令和8年1月末現在で17件となっております。

なお、周知方法につきましては、市ホームページのほか、市府民税の申告や所得税の確定申告の時期に合わせまして、広報せつつ、毎年2月号に掲載をさせていただいております。

質問番号3番、特別養護老人ホームの待機者数についてでございます。令和7年度は105人となっております。令和6年度は120人でありましたので、15人の減少となっております。しかしながら、減少しているとはいえ、100人は超えている状況でございます。

質問番号4番、現行相当サービスについてでございます。

総合事業現行相当サービスにつきましては、あくまでも本人の状況に合わせて適切に使っていただくことが重要と考えております。そういった考えの中で、現行相当サービスにつきましては、第9期計画同様、可能な限り実施していきたいという考えを持っております。

質問番号5番、チェックリストへの誘導というお問い合わせでございます。

チェックリストにつきましては、あくまでも対象者に選択をしてい

ただくもので、市がチェックリストに誘導することはございません。総合相談等を通じて、本人の状況を踏まえながら、要介護認定の必要性も判断いたしまして、必要となる対応を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 それでは、3回目、質問させてもらいます。

まず保険料の件でございます。障害者控除の分も広報等で知らせていただいているということですが、先ほどの独自減免と同じように、やはりこれも広報紙に載せましたではなく、周知の方法について、しっかりと考えていただきたいと思っております。

今、本当に大変な物価高騰で、今回給与所得の控除については、少し引き上がるということにはなりましたが、年金の方は、そういうこともありません。この物価高騰で本当に大変な思いというのは同じなのに、生活を支えてもらえるような制度がないというのが現状でございます。しっかりと控除ができる方は控除もしていただいて、減免もしていただきたいと思っております。わけなんですけれども、摂津市の財源も一般会計から繰り入れるということも私は考えてはどうかと思っております。何か介護保険に一般会計からの繰入れはできない状況になっていますが、全国的には決してそんなことはありません。一般会計繰入れをやっておられる自治体

もございます。また、政府の意向に沿わないのはどうかということで、遠慮しているのが常態で、法的にも何も問題はありません。今は国民健康保険も一般会計繰入れがなくなったわけですが、以前は、摂津市も国保に対して一般会計繰入れを年間2億円ほどやっていた時期もありました。国保は今大阪府との関連はありますけれども、財政的には黒字という状態です。そういう中で介護保険が今本当に大変になってきていると思うんです。そこに対して一般会計繰入れを摂津市としても考えてはどうかと思っているので、それもぜひ御検討いただきたいと思っております。

条例についてです。

今回所得控除が広がって、同じ収入でも所得が下がるという状態になる方がいらっしゃるということです。年金は関係ないにしても、そこに対してこの条例が出たのだと思っておりますけれども、本来国が考えている方向性としては、税金の控除を少し引き上げることによって、働いている方がもっとしっかりと働いてもらっても大丈夫だということにしようじゃないかと思っております。社会保険料等の控除が少し減っていく方向に考えようじゃないかというのが今、国の方向性だと思うんですけれども、今回の条例は、3年間の計画だからということではございませんけれども、一回説明はいただいたと思うんですけれど、改めて御説明いただきたいなと思っております。

質問番号3番です。

施設の必要性について、特養の待機者がずっと100人を超えてお

り、私の周りでも待っておられる方がいっぱいいてはります。申込みをしてなくても何とかならないかという御相談もいろいろ受けており、まずは申込みをしてくださいと言っております。本当にたくさんの方が特養に入りたいと思って、待っていると思います。摂津市が新たに特養をつくるというには、なかなか今の状態ではいかないと分かっているんですけれども、やはりこれだけ高齢化が進んでくる中で、自宅で最期まで生きられる人はそれでいいんですが、でもなかなかそうはいかないという現実があるわけです。しっかりと施設が必要だという声を、国に対して要望していただきたいと思っております。この質問は終わります。

4 番目です。

総合事業についてです。現行相当のサービスをしっかりと続けていただきたいと強く要望しておきます。

そして、要介護1・2の総合事業化であるとか、またケアプランの有料化などのことが2027年の第10期までに結論を出すということも政府は言っておりました。今この問題も反対する運動も非常に強く上がっておりますので、どっちの方向に向いていくかは分からない状況だと思っております。しっかりと注視するだけではなくて、地方自治体からもそういうことをするなど意見を上げていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

介護認定審査会のことです。チェックリストの誘導はしませんという力強いお言葉をいただきまして

ありがとうございます。チェックリストを選択することで、不利のないように認定審査会の体制もぜひ強化していただいて、30日以内というのが守れるような方向で検討していただくようよろしくお願いします。これも質問を終わります。

以上で3回目終わります。

○光好博幸委員長 質問1点、条例の件についてでございます。

答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齡介護課長 質問番号2番、条例の件でございます。

まず、今回の令和7年度の税制改正の趣旨についてからお話をさせていただきたいんですけれども、今回税制改正におきましては、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除につきまして最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われたものでございます。

この税制改正と介護保険制度、この関連につきましては、今回の税制改正に伴いまして、給与所得控除が拡大し、課税対象だった方が非課税となる場合が出てまいります。その結果、保険料の段階が変わる方が発生する可能性があります。介護保険制度におきましては、保険料の収入計画を3年ごとに立てているものでございまして、計画期間の途中でこの税制改正による非課税になる方が発生するとなった場合、本来予定していた保険料の収入がなくなってしまう。そうなった場合、国から本来計画予定していた保険料が保険者の責めに帰するほどな

い形で下がってしまうのを避けるために、今回条例を改正させていただいた上で、令和6年度、令和7年度と同じような保険料の算定で、保険料の段階を決めるという改正を行うものでございます。

ただし、令和7年度非課税だった方が令和8年度の改正に伴いまして課税になってしまう。そのような方につきましては、国から特例減免を取れるという通知がございましたので、本市におきましても、それに準じて対応をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 摂津市だけではなくて、全国的にこういうことをするという事なんだと思いますけれども、国の施策として物価上昇であるとか、就労の対応であるということ、こういう税制改正をしたわけですから。それによって、各市町村が計画と変わってきて、ここにお金が足りない分が出てくるとしたら、国費で見るのが当然の対応であって、せっかく税制が変わって非課税になったのに保険料は変わらないということだったら、意味がないと思います。また、今のお話のように、一部の方だけはプラスに反映するのは、公平性からいってどうなのかと私は思うわけです。やはり国が行う施策によって影響が生じることは、国が責任を持つべきだと意見を申し述べさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○光好博幸委員長 増永委員の質

問が終わりました。

そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時43分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

議案第29号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 今回3,000万円から1,000万円へ減額するだとか、5年から3年へ交付期間を変更するとかありますが、この条例改正、時限立法だと思うんですけど、3年たった今、5年が3年になって期限が来て、これから新たに条例をブラッシュアップしていくということだと思うんですけど、これの意図を教えてください。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 今回の条例改正の意図ということでございます。

今回の条例改正におきましては、本条例が令和7年度限りで失効いたします時限条例となっておりますことから、有効期限を延長することと併せまして、奨励措置の対象となる固定資産の取得の範囲の拡大、それから奨励措置の内容の見直しを行うということでございます。

今回奨励措置の対象となる償却資産の取得価格の合計額を3,000

0万円から1,000万円に引き下げ、奨励の対象を拡大することと併せまして、奨励金の交付期間は5年間から3年間、それから一事業者に対する1年度の奨励金の上限額を1億円から5,000万円に改める内容で御提案させていただいております。

これにつきましては、この5年間から3年間に短縮することと、上限額を引き下げることで生み出した財源で償却資産の対象を拡大することで、より中小企業に支援を拡大するという趣旨でございます。

3年間の時限ということがございますが、今年1月に中期財政計画を策定しておりますけれども、その中期財政計画が令和8年度から令和12年度までで、その期間中ということでもございますので、今回この3年間において企業立地等促進条例の状況、それから市の財政状況等を見ながら、制度の在り方、方向性についてまた検討するということで3年間の暫定の期間とさせていただきます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 豊中市も大体1,000万円ぐらいと聞いているんですけど、それで本当に中小企業が活性化するというか、中小企業にとっていい制度なのかと思います。他市の事例を見て、この1,000万円という根拠が妥当なのかということはどうお考えなのか教えてください。

○光好博幸委員長 答弁を求めま

す。

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、この1,000万円の妥当性というところでございます。

委員がおっしゃったとおり、豊中市が1,000万円ということでございます。そのほか近隣市で見ますと、5,000万円、3,000万円以上としているところが多くなっております。1,000万円は、最低の水準であるかと思えます。

今回、令和7年度に奨励措置を予定しております22事業所にアンケートを取っております。その中でこの奨励措置の内容の妥当性について御質問をさせていただいたところ、やはり償却資産の取得価格の金額につきまして、引下げを希望される御意見が複数ございました。その金額は、幾らぐらいが妥当なのかということですので、大型投資と位置づけているのが1,000万円という御意見等もございましたので、そういったことも参考にさせていただきながら今回提案させていただいているものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 今まで条例があって、今回年度末に期間が切れるので、新たにということだと思んですけど、今回いろいろ条件などが変わることによって、摂津市にとってプラスなのかマイナスなのか、見込みでいくとどういうふうにお考えなのか教えていただければと思い

ます。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 市にとってのメリット・デメリットというところでございます。

やはり、企業の設備投資におきまして、こういった支援措置があるというのは、産業振興としましては有利であると考えております。その条件としまして、より中小企業向けの少額の設備投資に関しても助成するというところで、優位性は他市と比べてあると思っております。

それから、今回の改正によりまして、大型投資に関しましては、他市と比べるとやや見劣りする内容にもなるかとは思いますが、今回その支援措置に関しまして、必ずしも企業がこの支援制度があるから摂津市に事業所を置き続けるというものではない面もございしますので、そういったところから、この支援制度があるメリットが大きいとは考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 一番最初に聞いた意義なんですけれども、条件を変えるというのは、今まで5年間やっけていて、あまり企業誘致がうまくいかなかったから条件を変えて、もっと幅広くという趣旨なのか、どういうスタンスなのか教えてください。

摂津市としては、最初3,000万円スタートしたけれど、あまり企業として、当てはまらないのか、

今このタイミングで変えるのはやっぱり摂津市はどう捉え、今後どのようにしたいのか、教えてください。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 まず、この条例について、平成23年度からこの仕組みはございますけれども、柱としましては、市内事業所の転出による空洞化の回避をすることによりまして、まちのにぎわいの維持をしまして、税込確保、それから市民雇用の確保の観点から引き止め対策を柱にした条例でございます。

今の見直した制度によりまして影響でございますけれども、近年、効率性ですとか、人材不足の観点から取引先との近接性ですとか、従業員の確保などが重視される傾向がございまして、本市におきましては、企業活動における交通の利便性は高く評価されております。ですので、運輸業のほうは摂津市内多くなっております。そういった状況もございしますので、この奨励措置の有無ではなく、こういった立地のメリットによる部分も企業が立地される理由にもなっているのかなというところで、そのバランスといたしますか、全く奨励措置がない状態と比べて投資に関しては促進できると思います。企業の立地について、他市と比べてどうなのかという観点からしますと、見劣りはしますが、立地条件的には恵まれていると考えておりますので、そういったバランス的に今回のこの条件にしたものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 立地促進については、摂津市の中小・零細企業、大企業も含めてしっかりとやって来ていただいて、そして潤っていただくことを要望しておきます。

以上です。

○光好博幸委員長 中川委員の質問が終わりました。

そのほかにございましたら挙手にてお願いいたします。

村上委員。

○村上英明委員 中期財政計画の枠に収めていこうということで、この3年にされたということでございました。こちらについて、理解するんですけど、やはり企業立地を促進するという施策とすれば、3年がいいのか、逆に5年がいいのか、7年がいいのかということがあります。やはり摂津市の企業立地を促進するという政策という中では、年数は中期財政とは、確実に100%リンクさせるというのはどうなのかという思いもございます。ただ、今回条例を制度化されて、次、3年後にどうされるかというのはあると思いますので、その辺りはその次に、また議論させていただきたいと思っています。

この促進条例ですが、3,000万円を1,000万円にハードルを下げたということでありまして。会社からすれば、1,000万円より下げていくとか、中小・零細の方々は下げてほしいという思いもあるかも分からないけれども、どこかで一線を引かなければいけないという

ことでもあります。その辺は、先ほど企業にアンケートを実施し、御意向を聞くとということでありましてから、現場の声を反映された中での条例という認識もできるのかなと思います。

1点目の質問といたしまして、この条例をつくった中で財政上、どう見ておられるのか。要は収入面、歳出面をどう考えているのか、お伺いします。

2点目の質問といたしまして、条例をつくることによって、例えば新しく起業、開業しようとか、摂津市に来ようとかということも、一定想定はできるんですけども、その辺りどう認識されているのかお尋ねしたいと思います。

3点目の質問といたしまして、第6条のところで、市内における産業の振興、雇用機会の増大、その他経済の活性化に関する市の施策に協力しなければならないとなっております。

この辺りを、摂津市としてどう考えておられるのかお尋ねさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○光好博幸委員長 質問3点です。答弁を求めます。

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 1点目の財政上どう見ているかというところでございますが、まず、この企業立地の奨励金につきましては、固定資産税の2分の1相当額というところで、固定資産税の収入がまずございます。固定資産税の2分の1を奨励金として企業に支給するという形ですので、固定資産税としては、

奨励金の倍の入があると考えております。

また、そのほか、企業が活動されることによりまして、法人市民税がございまして、もし従業員が摂津市内にお住まいでしたら、市民税も歳入としてはあるのかと考えております。

それから2点目は、この条例によつての企業立地が促進されるのかという御質問です。

この条例の意義としましては、先ほど申し上げました引き止め対策というところが柱ではございますが、企業が立地することによつても企業立地奨励金は御活用いただけますので、そちらももちろん頭に置いた制度となっております。

これまでも近隣と比べましても、比較的利用していただきやすい、他市よりも立地を促進しやすい制度でございましたので、そういった意味で競争上優位であると我々は考えておりました。

実際のところ、まとまった産業用地は、市内にたくさんあるわけではございませんが、最近で言いましたら健都にも一定の用地が生まれまして、そこに入っていたいただいた企業におかれましても、先ほど申し上げたアンケートの中で、この企業立地制度を見比べて、この制度があるということを経験として感じていただいて摂津市に来ていただいたという御意見もございましたので、そういった意味で意義はあったかなと考えております。

それから市の施策への協力に関しましてですが、これにつきましては、今までも雇用の創出ですと

か地域貢献といったプラスの効果というのは申し上げてはきたんですけども、まず、雇用につきまして、先ほどのアンケートの結果ですけれども、過去5年間で合計1,000人以上が雇用されたという結果はございました。そのうち摂津市民の方は164名ということで、そういった効果はあるかと考えております。

そのほか、このアンケート結果から市内の団体、いろんな商業団体でありますとか市の団体、人権的な団体等もいろいろございまして、そういったところでも協力いただいたりですとか、地域の行事等への協賛やお祭り等での御協力、あと事業所周辺の清掃活動等にも御協力をいただいているとおりに、市の施策にも協力していただいていると考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 1点目の財政上の意見なんですけども、やはり固定資産税の2分の1ということの中で上限は1億円から5,000万円ということでもあります。

収入面では、固定資産税というのは摂津市においてもそうなんですけども、経済にあまり左右されない安定財源みたいなことにもなっています。財政との絡みが、本当に濃厚であり、どうしてもお金の出入りについては、結構シビアになってきていますので、しっかりとこの制度の対象になる企業からの申出、申入れ等々につきましては、丁寧な説明も

含めて、この制度の取組、周知も含めてやっていっていただきたいと思います。

交通の利便性という面では特に運送関係と申しますか、そういう面では本当にいい位置に摂津市はあると思っております。

要は大阪市内にも行きやすいし、遠方に出かける際も高速道路にも乗りやすい立地であり、本当にいいと思っていて、特に鳥飼方面等々におきましては、空き地が出てくれば、運送業の駐車場になっている部分も結構あると思っております。また事業者からも空き地の情報があれば提供して欲しいというお声もある中でありますから、そういう意味ではこの運送関係のみならず、やはり企業立地等促進条例を基にして、市外から摂津市内で開業しようとか、摂津市内の方も新たに開業しているなどという方向性が出てくれば雇用面でも、結構いいなと思っております。また、摂津市としても法人市民税の税収という面でもいいことだと思っておりますので、この辺りしっかりと取り組んでいっていただければと思います。

また、3点目の市への施策の協力といった面につきましても、せっつきッズファクトリーであったり、企業もかなり摂津市や地域の施策にも協力してもらってると思っております。さきほど言われた美化活動等々についても、結構朝からごみ拾いとか清掃とかされてる企業もだんだん増えてきてると感じますので、そういう意味ではこれからまたしっかりと施策に取り組んでいっていただきたいと思っております。またこの活性

化という面では地域の行事関係でも何か協力していただけたら、お声かけできるようなルートもつくってほしいと思っておりますので、またよろしく願いいたしますと申し上げて、私の質問を終わります。○光好博幸委員長 全て要望ということで、村上委員の質問が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、摂津市企業立地等促進条例の質問をさせていただきますが、一般会計のところでも質問もしておりますので、二つのことをお聞きしたいと思います。

1点目です。

一般会計の質問中で、お答えがあったとは思いますが、これは中小企業のためにもっと企業立地促進条例の活用を広げようという形での条例改正だと思っております。今、大体15程度の中小企業の利用だと思っておりますけれども、改めてこれをどれぐらいに増やそうというお考えでこの条例の改正を考えておられるのかということについて、一つお聞きしたいと思います。

2点目です。

今、約5億円ぐらいの産業振興予算があると思っておりますけれども、その中で2億円は中小企業融資の、これは銀行へ預けては返ってくるというお金ですので、出ていくお金ではないわけです。その残りの金額の多くを占めている令和8年度の予算でいきますと、2億7,500万円がこの企業立地等促進事業として計上されているわけです。

これは、新しく条例が改定したらそれを利用してもらえるところも含めてという一般会計の話で、600万円ぐらいとおっしゃいましたかね。そこは入れているということですが、全体予算から見て非常に大きな予算をここに掛けてきてこられた。今後、この予算は同規模ぐらいで推移させていくつもりなのか、それとも縮小するのか、拡大するのか、どういうお考えなのかをお伺いしたいと思います。

2点です。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 まず、1点目の現在10数社の中小企業が受けていただいているのをどれぐらいを見込んでいるかというところでございます。正確にはこちらの制度、工業地域もしくは準工業地域というところとあと業種、小売不動産と風俗営業関係の分を除くところから、正確にはどれぐらいの数を見込むことができているんですけれども、おおむね五、六十社ぐらいが令和6年の取得ですので、令和7年度の課税状況から見ると、それぐらいが対象になると見込んでおります。

やはり知っていただかないとなかなか申請に結びつかないというところで、周知も力を入れていきたいと考えております。

2点目の産業振興予算に占める大きな割合に対して今後、推移としてどういう方向性で考えているかというところでございます。今回、条例改正によりまして、5年間支給していたものが3年間になるとい

うところ、1年度1事業者1億円という上限が5,000万円になるというところで、金額としましては縮小はされると見込んでおります。

ただ、現行の制度におきまして経過措置がしばらく続きますので、すぐには効果としては出てこないというところで、予算の推移としましては、数年は少し増の傾向で進むかと考えております。

その後、どの程度の効果が出るのかというのは、中期財政計画との兼ね合いも見ながら、今後の制度の仕組みについて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永副委員長。

○増永和起委員 中小企業の利用が五、六十社になるのではないかというお話でございました。

先ほどのほかの委員の御質問の中でも空洞化を防ぐということが御答弁の中で出てきましたけれども、本当に、物価高騰、それから人件費も高騰している大変な状況です。摂津市内に約4,000社あるうちのほとんどが中小・零細業者だと思ってるんですけれども、ここに対しての経済的な負担というのが物すごく大きくなってきて、全国的にも廃業、倒産が相次いでいる。

摂津市の空洞化を防ぎたいと思うのであれば、体力があり設備投資ができる中小業者ではなくて、今本当に営業を維持していることを最大限頑張っているけれども、なかなかこれが苦しいと言っている中小・零細業者にこそ、私は予算を振り分

けるべきだと思っています。

五、六十社の対象というお話でしたけれども、例えば仮に、月5万円の家賃補助や、水道光熱費などの固定経費、機械のリース代などの補助を摂津市が行うとすると、12か月で60万円になるわけです。これ100件で6,000万円です。これ1000件で6,000万円です。200件補助しても1億2,000万円です。

この企業立地について、令和8年度分、もちろん今おっしゃったように今までの条例によって利用してきた方々の分がほとんどだと思うので、すぐには当てはまらないかもしれないですけども、2億7,500万円の予算がここで取られるわけです。200件を救っても1億2,000万円です。やっぱり喉から手が出るほど欲しいという中小業者や零細業者、たくさんいらっしゃると思うんです。

小規模企業に対しての振興条例というのがありますけれども、ここでもやはり継続に対しても、まちの主役にもなっているというお話がありました。それは条例の中に盛り込まれているわけです。

ここに対してこそ、しっかりとした支援を行うべきであって、もう摂津市の大切な財源をこれ以上体力のある大企業、そして中小企業の中でも、設備投資ができる体力のある企業にかけるべきではないということをおし上げておきたいと思えます。

これによって、産業振興に寄与していただくんだというお話でありましたけれども、先ほどおっしゃった雇用が1,000人増えたけど、

市民は164人ということですよ。産業振興に対して寄与してもらうこの立地のための奨励金を持つてはる、受けてはるところが何してるかと言ったら、地域の行事とか清掃活動で頑張ってもらっているのは、産業振興とは思えない。

やはり、今この苦しい苦しい財政状況の中でも必死になって営業を続けていこうとしてる、もう融資を受ける体力もなくなっている市内業者のために固定経費の補助、また、店舗などに対しての補助こそしていくべきだということを申し上げて私の質問を終わります。

○光好博幸委員長 増永委員の質問は終わりました。

そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時17分 休憩)

(午前11時18分 再開)

○光好博幸委員長 それでは、再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 討論なしと認め、採決します。

まず、議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号について、可

決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

最後でございます。議案第29号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前11時21分 休憩)

(午前11時22分 再開)

○光好博幸委員長 再開いたします。

それでは、本委員会の所管事項に

関する事務調査についての協議をいたします。

民生常任委員会における令和8年度の行政視察につきましては、昨年12月4日の本委員会で視察項目等を協議させていただきました。

視察項目につきましては、健康、あるいは産業振興、環境、協働まちづくり等々、4項目に対して候補としまして、視察先や日程等については調整することとしておりました。

これらの調整ができましたので、本日は委員長案として今手元にございます案として提出させていただきます。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

日程につきましては、5月20日水曜日、5月21日木曜日の2日間で、視察先につきましては東京都八王子市、そして東京都台東区でございます。

八王子市につきましては、検診受診率の向上についての視察ということでございまして、この八王子市では、令和4年度に乳がん検診の受診勧奨として、受診券ではなくて、よりお得感が伝わるような割引チケットにすることによって前年度と比べて受診者が1,200名増加したということでございます。

それから、大腸がん検診につきましても、検診に申し込んでいない層にも大腸がん検査キットを送ることをされまして、従来は、検査キットを取りに行かなくてはならなかったんですけども、あるいは検便を出すためだけに来院するというこの手間を省くことで前年度比9.9%の向上につなげているという

事例がございます。

そういったことも含めて八王子市の検診受診率向上、様々な取組について視察を行うというものでございます。

次に、台東区でございますけれども、リノベーション型まちづくりについての視察でございます。

台東区では、労働需要とか産業構造の変化によりまして、空き家、空き店舗が多く点在するようになりました。

これは本市と同様の課題を抱えているかと思えますけれども、この打開策として、空き家、空き店舗を貸したいという不動産オーナーであったりとか、あるいは空き家、空き店舗を使って事業を始めたいという人のマッチング支援を始めたということでございます。

令和6年度の物件マッチング成果としましては、活用可能な物件数5件のうち4件がマッチングしているとお聞きしています。

また、まちで活動する方々の取組や思い、あるいは地域密着型メディアということで、タイトーキタリズムによる情報発信、あるいは活動報告会を多く実施されて、多くの方に取組を理解してもらうようにされているそうです。

この台東区の空き家、空き店舗対策の取組について視察を行うというものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、視察案の内容となりますけれども、皆さんいかがでしょうか。

何か御意見等ございましたら、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 それでは、ただいまの協議のとおり決定したいと思います。

暫時休憩いたします。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時37分 再開)

○光好博幸委員長 再開いたします。

それでは、八王子市では検診受診率の向上について、台東区ではリノベーションまちづくりについてということの視察で実施させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、常任委員会の所管事項に関する事務調査につきましては、本会議終了日において、閉会中に審査することが諮られます。

本委員会の所管事項については、老人福祉行政について、障害者福祉行政について、保健医療行政について、社会福祉行政について、環境衛生行政について、商工行政について、農業行政について、最後に文化スポーツ行政については、令和9年3月31日まで閉会中に審査することとなっておりますけれども、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午前11時39分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条  
第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 光好 博幸

民生常任委員 村上 英明